議会だより

No.162

☆９月定例議会……15
☆麻績村で議員大会……16
☆議案等の審議結果……16
☆一般質問……17
☆決算審査の意見書……21
☆活動報告……24

発行　麻績村議会
編集　議会編集委員会
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻3837番地
電話0263－67－3001
FAX0263－67－3094

９月定例議会

９月定例会は、９月２日から９月11日までの10日間の会期で開催された。

９月の定例会は、決算議会でもあり、令和７年度の村の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算について、その執行状況を確認し、認定を行うことが大きな議決事項となっている。

本会議第１日目は、麻績村社会福祉協議会の令和７年度経営状況に関する報告と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率と資金不足比率に関する報告が行われたあと、

・令和７年度決算認定　７件
・令和８年度補正予算　７件
・承認案件　１件
・同意案件　２件

の合計17件が一括上程された。

決算認定案件については、７月に監査委員による決算の審査が行われており、その結果に基づき、飯森代表監査委員より「決算審査意見書」の報告がなされた。

本会議終了後、議会全員協議会を行い、決算を除く、その他上程した議案等の詳細説明を提出者から受けた。

今回の一般会計の補正予算については、総額５億６０４０万円という規模の大きな補正となったが、その主たるものは歳入として地方交付税が２億４５７８万２千円、減債基金繰入金が２億２００万円の補正額である。

９月定例会は前述のとおり決算認定が重要なものであるため、各会計の決算について、各課の担当より詳細説明を受けることとなっており、９月３日、４日に開催された総務経済委員会と社会文教委員会の中で説明を受けた。

前段の監査委員による決算審査において、執行状況に係る審査が行われているため、ここでは決算書に添付されている「効果調書」を中心に、執行した事業がどのような効果があったのか、事業を行ったことで成果はどうであったか、どのような方針で実施されたものであったかなどに主眼をあてた説明がなされた。

本会議２日目の９月８日には、議長を除く７名全員が一般質問を行い、村政の執行状況を確認し、今後の村づくりに向けての方向や計画の総括など報告、説明を求めた。

質問の内容については、麻績村の歴史・文化の活用について、シェーンガルテンおみの魅力向上と宮本温泉の活用について、移住・定住政策、個人経営の宿泊施設の状況、村の防災と危機管理について、聖高原周辺の活性化について、小学校・中学校プール活用状況、水泳授業についてなど多岐にわたるものであった。

本会議３日目の最終日である９月11日は、第１日目に上程した議案について審議・採決等を行い、原案のとおり可決した。

案件は全て全員賛成による可決・認定・同意がなされた。

諸般の報告

○令和７年度社会福祉法人麻績村社会福祉協議会の経営状況に関する書類の報告
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告
○議員派遣結果報告

令和７年度決算認定

○一般会計決算
○国民健康保険特別会計決算
○聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計決算
○介護保険特別会計決算
○後期高齢者医療特別会計決算
○簡易水道事業会計決算
○下水道事業会計決算

専決処分の承認

○令和８年度一般会計補正予算（第２号）

令和８年度補正予算

○一般会計補正（第３号）
○国民健康保険特別会計補正（第１号）
○聖高原別荘地地上権分譲特別会計補正（第１号）
○介護保険特別会計補正（第２号）
○後期高齢者医療特別会計補正（第１号）
○簡易水道事業会計補正（第２号）
○下水道事業会計補正（第１号）

同意案件

○教育委員会委員の任命
　高野　羊子　氏
○固定資産評価審査委員会委員の選任
　高野　兼雄　氏

議員発議

○麻績村選挙管理委員会委員及び同補充員の選任
○上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた

支援を求める意見書の提出
○議会議員の派遣

閉会中の所掌事務調査申出

○議会の運営に関する事項
（議会運営委員会）

選挙管理委員会委員及び補充員を選任

9月定例議会で選挙管理委員会委員及び同補充員が選任された。
なお10月に行われた選挙管理委員会で委員長に城山敏氏が選任された。
委員長　城山　敏氏
職務代理　柳澤　博氏
委　員　柳澤　孝好氏
委　員　川口　康治氏

7月臨時議会

空き店舗活用事業として整備した麻績村食堂交流施設について、地方自治法第244条の2の規定により、施設の設置及び管理に関する条例の制定について、7月21日に臨時議会が開催され可決された。

麻績村で議員大会

第77回東筑摩郡村議会議員大会が8月20日、当村において開催され、前年度大会決議事項の処理状況の報告の後、各村から議案を提出し、全議案採択することに決議された。



趣旨説明する宮下朗議員

当村からは、交通安全対策『国道403号の（下井堀～下田間、本町～明治町間）整備促進』についてを議案として提出し、宮下朗議員が趣旨説明をした。

【議案等の審議結果】

＊案件名称のうち、「麻績村」は省略します。

９月定例会

案件種別	議案番号	名　称	議員名と賛否						
			髙野秀雄	中村まり子	飯森寛志	宮下　朗	山口利江	塚原利彦	刈間利恵
認定	認定1号	令和７年度 一般会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定2号	令和７年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定3号	令和７年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定4号	令和７年度 介護保険特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定5号	令和７年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定6号	令和７年度 簡易水道事業会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
認定	認定7号	令和７年度 下水道事業会計歳入歳出決算認定	○	○	○	○	○	○	○
承認	承認1号	専決処分の承認を求めることについて（令和８年度麻績村一般会計補正予算（第２号））	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案1号	令和８年度 一般会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案2号	令和８年度 国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案3号	令和８年度 聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案4号	令和８年度 介護保険特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案5号	令和８年度 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案6号	令和８年度 簡易水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○
議案	議案7号	令和８年度 下水道事業会計補正予算（第１号）	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意1号	教育委員会委員の任命　【髙野羊子氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
同意	同意2号	固定資産評価審査委員会委員の選任　【髙野兼雄氏：再任】	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議1号	麻績村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議2号	上下水道事業の老朽化・耐震化対策と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○
発議	発議3号	議会議員の派遣について	○	○	○	○	○	○	○

一般質問

質問事項

宮下　朗
- ○熊本地震から学ぶ防災対策について
- ○麻績村の歴史・文化の活用について

山口　利江
- ○シェーンガルテンおみの魅力向上と宮本温泉の活用について
- ○村営バスのバス停整備とデマンドバス交通の充実について

塚原　利彦
- ○移住・定住政策について
- ○消費税減税による、行政や免税業者等への影響について
- ○子ども誰でも通園制度の実施後の状況や課題対策は

刈間　利恵
- ○個人経営の宿泊施設について
- ○信濃観月苑の有効活用について
- ○麻績川整備について

髙野　秀雄
- ○村の防災と危機管理について

中村　まり子
- ○聖高原周辺の活性化について
- ○防災に関する対策について

飯森　寛志
- ○小学校・中学校プール活用状況、水泳授業について
- ○部活動の地域展開について
- ○守るべき農地・守り切れない農地（使い切れない農地）について

麻績村の歴史文化を教育・観光に活用する考えは

村の貴重な財産なので積極的に活用したい



宮下　朗議員

問 小中学校の学習や社会教育講座で、村の重要文化財やゆかりの歴史上の人物は活用されているか。

答 小中学校では、総合的な学習の時間（ふるさと学習）において、生徒自らがテーマを設定して追求学習を行っている。社会教育講座『麻績学級』や広域の研修会でも神明宮等を題材として活用されている。

問 ボランティアガイドや伝統行事の継承が困難な中、『おみスクールパートナーズ』などと連携して、伝統芸能の伝承やジュニアガイドの育成をする考えは。

答 ふるさと学習をさらに推進し、児童・生徒の充実した学習活動に結びつけていきたい。

問 歴史的遺産などの情報を観光客へ発信する取組の現状と課題は。

答 ホームページ等で紹介しているが、観光客が満足する内容かといえば難しい。現地での案内看板の整備やガイド育成、宿泊税等の活用を含め、分かりやすい情報発信を研究したい。

問 最近、近隣市町村でも導入の始まった、『周遊アプリ』の導入についての考えは。

答 現在は、松本広域連合の周遊アプリで神明宮などを紹介している。予算面や安全性を考慮する必要があり、現在のところ独自の周遊アプリ導入の予定はない。

問 麻績の学舎（旧麻績小学校北校舎）を映画やドラマなどのロケ地として活用する考えは。

答 当時の建築様式を残す貴重な建物であり、歴史的名所となることを願っている。問い合せがあれば大歓迎なので、誘致に期待したい。

村営バスのバス停整備とデマンドバス交通の充実について

状況に応じた環境改善に努め、フルデマンドも検討、研究していく



山口　利江　議員

問 定時定路線バスとデマンドバスが運行されており、村民の大切な移動手段となっている。バス停について老朽化や表示の状態、待合環境などを把握しているのか。

答 老朽化しているところもある。全てについて状況が把握できているかというと難しいが、不具合を見受けられるところもある。

定時定路線バスの表示についても、設置から20年近くたち、表示の薄れている部分も承知している。建物及びバス停の表示の全面的な更新や大がかりな改修については、財政面、利用者の減少という部分で厳しいところではある。利用者の皆様に不便をかけず、分かりにくさを感じさせないよう、状況に応じた修繕を行うことが可能な限り、環境改善に努めていきたい。

問 老朽化の程度や利用者数などを考慮して更新して欲しい。今年度中に現状を確認して、優先順位をつけるところまで進める考えはあるのか。

答 今年度中、早い段階で現状把握に努めたいと思う。そこで優先順位という部分はおのずと決まってくるが、利用者の減少や時々の利用者数の変動もあり、そういった部分も加味しなければならない。

問 バス停の表示について、木の杭などに小さく表示されている。デマンドバスを含めた全ての乗降場所について、利用者が一目でバス停だと分かるような表示が必要だと考えている。今後変えていく予定はあるのか。

答 木の杭のバス停は、分かりづらいというご指摘はある。現在は財源という部分もあり、一括更新は難しい。今後はフルデマンド化を見据えて、研究をしていきたい。

『子ども誰でも通園制度』の運営状況と利用者の要望は

現状、１日預かりは難しい



塚原　利彦　議員

問 4月から、スタートした『子ども誰でも通園制度』の現在の運営状況は。

答 生後6ヶ月から3歳未満までの、現在通園していないお子さんが対象で、受け入れ制度には一般型と余裕活用型があり、当村では余裕活用型で在籍定員の空いている枠を利用して受け入れをしている。預かるお子さんは年齢に応じたクラスに入って、在園児と一緒に保育を行っている。現在の利用者は、麻績村在住の2家族だけで5月から利用を開始。利用時間は月10時間までだが、保護者のニーズに沿えるよう今後も努めていきたい。

問 この制度は、他の市町村在住で、お子さんが居る方が、登録すればこちらに帰って来た時などに利用もできる制度である。実際、そうした事例はないか。

答 現状では村外の方の登録はない。

問 現在、利用者は2家族だけとの事だが、この通園制度に関しての要望、あるいはクレーム等はないか。

答 「ありがたい」、「助かる」といった声もいただく一方で「できれば1日預かって欲しい」といった声もあるが、現状の受入れ方式の余裕活用型では、1日預かるのは難しい。

問 この制度の今後の利用の増減見通し等は。

答 今の出生状況からすると、ニーズが伸びてくるという印象は持っていない。子どもが保育園に入所していない状況で、実際の利用がどのくらいあるのか分からない。そのため保育士の確保に、どこの園でも難儀しているという状況を理解してほしい。

村の個人経営の宿泊施設のトラブル対策は

事業者と住民が共存出来る様整備を進めたい



刈間　利恵　議員

問 村の個人経営の宿泊施設の正確な件数と所在地を把握しているか。

答 個人経営の宿泊、民泊は、都道府県、政令指定都市の保健所管轄。農泊は、農林水産省管轄。正確な件数と所在地は、宿泊施設の開業に関する村への提出義務はないので把握はしていないが、観光課の職員が村内宿泊業者の交流会を実施しているので。そこに参加している宿泊施設に関しては把握している。

問 これまでの騒音、ごみ出しなどの苦情は寄せられているのか。

答 県内でも夜間の騒音、ごみ出し、不法投棄など環境悪化に関する苦情が寄せられているが、麻績村においては現在役場に苦情はない。

問 苦情があった場合、担当部署はどこになるのか。

答 住宅宿泊事業法に基づく民泊については、条例により、県または市の保健所が営業許可を出すので、村が直接の窓口の担当部署は今の所ない。騒音、ごみ出しに関する事項は、住民課の環境衛生係で対応する。

問 保健所、警察との連携体制はあるのか。

答 今の所苦情は受けていない。連携体制という形で整備はまだしていない。泥酔しての迷惑行為など危険が伴う場合、駐在所、安曇野署への連絡も考えられる。事業者近隣の住民の皆様共存出来る様働きがけをし、整備を進めたいと考えている。

麻績村の地震と防災の危機管理は

村と村民が協力して安心安全を守っていく



髙野　秀雄　議員

問 村の危機管理体制について、特に地震に伴う村の危機管理は出来ているのか。

答 災害時における、災害対策本部の運営に関する連絡調整及び庶務に関することについては、総務課が担っている。また、それぞれの課においては、任務分担表に基づき、住民の皆様の安心安全に務めた対応を行う。危機管理の設置等については、少数精鋭で行政事務を進めている中においては、大変難しいという部分はあるが、職員が自覚を持って災害時に冷静に対応できるように、防災訓練などを通じて緊急時に備えていく。また、一旦災害が起きると、役場職員においても対策本部にすぐに集まれるかどうかという危機感はある。職員自身も自分の生命を守り、家族を守り、近隣の地域等の対応を図り、そして余裕ができたら役場に集合して対策本部になると思う。職員も自分を守るという自覚を持ちながら、村民全体の保護者であるということも自覚を持ち、今後災害に対処しなければと考えている。

問 防災に対する各課、各職員の任務の役割は出来ているのか。

答 各課において役割は決まっている。職員災害対応マニュアルの中でどう対応をすればいいのか、しっかり決められている。道が寸断したりして、現場に行けない場合もあるので、地域の皆さんで救助が来るまで支えあって待っていただきたい。

聖高原展望台を営業する考えは

試験的に営業する方向で検討したい



中村 まり子 議員

問 聖高原周辺の活性化の具体策として、山頂に設置してある展望台を、期間限定で営業してみる考えはないか。

答 展望台については現在、夏シーズン、冬山のイベント時には開放している。昨年設置したテレビ望遠台も好評で多くの方が利用している。以前、開発公社で営業・販売を行っていたが、現在は行っていない。

問 以前は展望台でコーヒーやソフトクリームの販売を行っていたと記憶しているが、近年は暑い日が多くなり、リフトで頂上まで登っても自販機もなく、飲食ができる場所もないので、「リフトに乗っても魅力がない」というお客様の声を聞く。若者はスライダーに乗る楽しみがあるが、スライダーに乗れないお客様にも、山頂に行って楽しんでもらいたいと考える。聖高原周辺の活性化を図るためにも、行政として何か対策をする考えはないか。

答 今後の営業については、試験的ではあるが、喫茶、食品の販売などを行い、状況によって今後の方針を決定していきたい。

問 実現といっても、毎日開放してもお客様は来ないので、土曜日・日曜日・祝日ぐらいを限定して、7月から9月ぐらいまで営業してみてはどうか。

答 平日は中々営業が難しいので、できれば土曜日・日曜日・祝日等で営業できればと考えている。

守るべき農地、守りきれない農地の考え方は

圃場整備等の公共投資した土地は保全に努めている



飯森 寛志 議員

問 守るべき農地、守りきれない農地、使いきれない農地の当村の考え方は。

答 圃場整備等の公共投資した土地は、農用地区域として指定されているため、保全に努めている。

しかし、圃場整備をした農地も荒廃化が見受けられ、大規模農家の少ない麻績村では、農地の引受け手がなく荒廃化していく傾向である。農業生産性と経営収入の向上が図れれば、また違った環境になるので、農業に取り組む就農者も増えるのではと思う。今後の国の農業政策等に期待する。

問 地域計画も含め今後のスケジュール、ロードマップ作成は。

答 地域の農業経営を支えている所有者、担い手の皆様の意欲に報いるため、現段階では村内のすべての農地を対象とし、現状維持に向けた財政支援と、取組を維持していく方針です。特定の線引きをしたマップ、これを単独で作成・公表するということは今、考えていない。

問 第三者と話し合いをしながら、現団体の法人化に向け、この地域の農業をどう進めていくかを検討中だが自治体の参加意向は。

答 団体の中で、地域農業の今後の確立、振興に向けて、ある程度組織をつくって進めていこうという部分については、行政として中に入り、協力できる部分があれば要請に応じ、協力をしていきたいと思っている。団体もやはり大規模農業機械活用になると、県・国等の補助金活用の場合、窓口は村になるので、団体の中で趣旨がはっきりまとまり、実施をしたいとなれば、相談に応じて村としても、協力できない部分はないと思う。そのような状況になれば村としても協力をしていきたい。

令和7年度 決算審査意見書

令和７年度麻績村各会計並びに公営企業会計の決算及び基金運用状況等審査意見書

★地方自治法第２３３条第２項の規定により、審査に付された令和７年度麻績村一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算及びそれぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各関係帳簿、証書類並びに同法第２４１条第５項の規定による各種基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおりである。

★審査の方法

各会計決算書及び関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算執行が適正かつ効率的になされているか、事務事業が経済的、効率的に行われたかを審査した。また、基金の運用状況は、各基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、目的に沿って適切かつ効率的に運用されているかについて諸帳簿と照合するとともに関係職員から説明を求めながら実施した。

★審査の総括意見

１　審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算付属書類は、いずれも法令の規定に準拠して調整されており、計数は正確であり、予算の執行は適正であると認めた。

２　財産及び物品についても、適正に管理され、台帳等も概ね良好に整備されていることを認めた。

３　各基金の管理及び運用の状況は、その目的にしたがい適正に運営され、計数も正確であることを認めた。

★各会計別意見

一般会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額
３，７１３，２８５，３７６円

歳出決算額
３，５９４，２９５，８８６円

差引額
１１８，９８９，４９０円

令和７年度決算は前年度と比較すると、歳入が３１８，３９８千円（９・３％）歳出は４１０，２７１千円（１２・９％）とそれぞれ増となっている。

歳入の収納率は９４・６％（前年度９６・４％）収入未済額は２１０，６７９千円で前年比８７，１１９千円の増となった。また、不納欠損額は９５９千円で、前年比１，２２３千円の減となった。

歳出の執行率は総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費に翌年度への繰越金があるため９１・７％となっている。

繰越明許が行われ、翌年度へ繰越すべき財源３１，６３３千円を差引いた、実質収支は８７，３５６千円となった。

本年度単年度収支は、前年度実質収支が１００，９７３千円であったため、△１３，６１６千円の赤字となったが、基金積立を１９５，６００千円、取崩しを１７１，６００千円行ったため、実質単年度収支は１０，３８３千円の黒字決算となった。

決算の推移　（単位：千円）

年度	歳入決算額	対前年比％	歳出決算額	対前年比％	差引額	対前年比％
R３	3,570,330	△ 0.29	3,356,669	△ 0.41	213,660	1.4
4	3,408,283	△ 4.5	3,274,037	△ 2.4	134,246	△ 37.1
5	3,883,820	13.9	3,767,799	15.0	116,020	△ 13.5
6	3,394,886	△ 12.5	3,184,025	△ 15.5	210,861	81.7
7	3,713,285	9.3	3,594,296	12.8	118,989	△ 43.5

義務的経費は、前年度に比し９２，１５０千円（９・７％）の増となった。

内訳は、人件費が４１，６５１千円（８・３％）の増、扶助費は５，６５８千円（３・２％）の増、公債費は４４，８４１千円（１６・８％）の増である。

今後とも義務的経費には意を用いていただきたい。

実質公債費比率（３ヶ年平均）

実質公債費比率	令和３年度	5.3％
	令和４年度	5.3％
	令和５年度	6.3％
	令和６年度	6.1％
	令和７年度	6.3％

財政指標である財政力指数は単年度０・１６、３ヶ年平均で０・１６となっている。経常収支比率は79・２で前年度より０・３ポイント下がった。

実質公債費比率は５・９となり、単年度では０・９ポイントの増で３か年平均も６・３ポイント、０・２ポイント増となった、これらの指標及び積立金の状況から見て健全財政を維持しているものと判断する。

歳　入

ア　予算現額に対する収入割合は94・7％、調定額に対しては、94・6％である。款別で調定に達していないのは、村税99・8％、財産収入は70・1％、国庫支出金は71・9％、県支出金83・5％、村債86・5％となっている。

イ　村税の滞納

個人村民税　0円

前年比　5，884円の減

固定資産税　354，700円

前年比　172，400円の増

合　計　354，700円

前年比　172，400円の増

前年度より増となったが、徴収率は99・8％と高水準で滞納整理に対する努力の成果が出ている。

ウ　別荘地貸付収入

現年度調定額は9，149千円、収入済額8，350千円（収納率91・2％）（前年度90・5％）。過年度分調定額9，772千円、収入済額324千円、収納率3・3％（前年度4・8％）となった。

不納欠損処分は92千円執行され、滞納額が9，324千円となり前年度より448千円の減となったが依然として多額である。

歳　出

予算額3，919，188千円に対し、歳出決算額は3，594，295千円、繰越明許費があるため、執行率は91・7％となっている。

款別支出済額及び執行率（予算現額に対する比率）　（単位：千円）

議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費	土木費
38,378	572,540	750,357	77,561	268,938	177,617	492,731
99.3%	80.8%	93.6%	96.0%	77.2%	98.7%	99.0%
消防費	教育費	公債費	諸支出金	予備費	災害復旧費	合　計
122,175	251,154	312,120	530,720	0	0	3,594,295
85.0%	97.0%	99.7%	100%	0%	0%	91.7%

経営管理

ア　予算の執行は、効果調書の内容を精査したところ、概ね効率よく、また適確に行われており、伝票、証書類も整備されていると認めた。

イ　公有財産について、稼働状況等の個別評価を適切、継続的に実施し長寿命化、更新、要否等今後の財政負担を展望し、健全な財政管理が維持されるよう尽力されたい。

ウ　定住促進住宅建設事業も本町地区、桑山地区、明治町地区に整備され、若者の移住定住が進んできている。今後も移住体験住宅の活用や空き家対策を進めるなかで村人口の増加に繋がっていくことを期待する。

エ　農地荒廃化対策については、ＮＰＯ法人による若い農業後継者育成により、自立する地域おこし協力隊員も出ており農地荒廃化の抑制に成果が出ているものの鳥獣被害や農業従事者の高齢化により農地荒廃化が進んできている。

引き続き協力隊員の定住促進に向けた支援も含め、地域農業を元気にする取り組みに期待したい。

オ　ＡＩ活用推進など事業環境の変化が著しい。各施策について十分な検証・評価を行い、ＤＸの推進を図り、住民が実感できる村づくりの実現に努力されたい。

カ　近年頻発する気象災害等について災害に強い村づくりを進められるよう、防災マップの周知や各種防災訓練の実施、意識の向上に努め安全安心施策の万全な取り組みを望む。

キ　小・中学校ともに少子化に伴う学校生活の変化に合わせた保小中一貫教育をさらに深め、子供たち一人ひとりの「個」に寄り添った教育の実践を望む。

国民健康保険特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　342，520，596円

歳出決算額　301，789，420円

差引額　40，731，176円

である。

形式収支は40，731千円、単年度収支△5，216千円、実質単年度収支は9，783千円となった。

歳入決算状況は調定額342，892千円に対し収入済額342，520千円で収納率は99・8％である。

歳入の主たるものは、国民健康保険税46，498千円（構成比13・5％）、県支出金226，435千円（構成比66・1％）で、一般会計からの繰入金は21，630千円で、前年度より1，569千円の減となっている。

歳出の主たるものは、保険給付費221，792千円（構成比73・4％）国民健康保険事業費納付金60，407千円（構成比20・0％）である。

支払準備基金は、15，000千円の積立を行い100，004千円となった。

滞納額は前年比13千円の増。引き続き回収努力を望む。

聖高原別荘地地上権分譲事業特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　520，543円

歳出決算額　0円

差引額　520，543円

である。

村所有の別荘地が前年より23区画増え、1，365区画となり、全体の71・1％を占めている。本年度の販売実績はない。

介護保険特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　566，139，780円

歳出決算額　495，336，700円

差引額　70，803，080円

である。

歳入の主たるものは、国庫支出金134，995千円（構成比23・8％）、支払基金交付金108，933千円（構成比19・2％）、繰入金79，248千円（構成比14・0％）、保険料78，581千円（構成比13・8％）である。

歳出は、保険給付費379，222千円（構成比76・5％）である。

介護保健支払準備基金は40，000千円の積立てを行い104，095千円となった。

後期高齢者医療特別会計

(1)財政収支の状況

歳入決算額　53，780，916円

歳出決算額　52，665，862円

差引額　1，115，054円

である。

保険料等を後期高齢者医療広域連合に納付することが主たる事業である。

歳入は、医療保険料37，514千円（構成比69・7％）、一般会計からの繰入金15，711千円（構成比29・2％）が主たるもので、

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金49，659千円（構成比94・2％）である。

簡易水道事業会計

令和7年度は、北山水道施設整備事業、市野川浄水場ろ材交換工事、高浄水場膜モジュール更新工事等、施設等の整備に努め、年度末給水人口は2，309人、年間有収水量は251，990㎥で、有収率は83・6％と順調な運営がされている。

収益的収支は、収入総額が128，667千円（税抜）で、これに対する支出総額は163，981千円（税抜）であり、収支差引額は35，313千円の純損失となる。今後、大型事業の北山水道施設整備事業が進んでくるなかで収支バランスの見極めや料金改定・施設の長寿命化計画等を含めた経営戦略の見直しを行い、村民が安心して生活ができるよう、なお一層の事業運営の効率化を望む。

(1) 損益費用　（単位：円 税抜）

収益		128,667,915
	営業収益	56,197,340
	営業外収益	72,470,576
費用		163,981,066
	営業費用	155,742,035
	営業外費用	8,239,031
当年度純損失		△35,313,151
前年度繰越欠損金		△20,802,507
当年度未処分欠損金		△56,115,658

(2)貸借対照表による財政状況

資産の部（円）		負債及び資本の部（円）	
1 固定資産	2,453,816,445	3 固定負債	1,037,564,442
2 流動資産	283,754,913	4 流動負債	70,363,804
		5 繰延収益	1,152,950,724
		6 資本金	531,450,2618
		7 資本剰余金	1,357,778
		8 未処理欠損金	△56,115,658
資産合計	2,737,571,358	負債資本合計	2,737,571,358

下水道事業会計

令和7年度は、道路改良に伴うマンホールの調整工事を実施し、異常時の早期把握と維持可能な維持管理体制に努めた。令和7度末の水洗化率は、91・1％、年間有収水量は203，853㎥となっている。

年間有収水量　（単位：㎥）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間総配水量	307,000	305,000	302,000	301,500	301,300
年間総有収水量	264,609	263,778	254,398	252,910	251,990
有収率(%)	86.19	86.48	84.24	83.88	83.63

収益的収支は、収入総額が183，204千円（税抜）で、これに対する支出総額は181，170千円（税抜）であり、収支差引額は2，034千円の純利益となった。

下水道事業は維持管理業務が大きなものとなっているので、今後は収支のバランスを見極め、施設の長寿命化計画や使用料改定を含めた経営戦略の見直し、そして安定した事業運営から持続可能な下水事業の維持管理を進め、村民が安心して生活ができるよう望む。

(1) 損益費用　（単位：円 税抜）

収益		183,204,438
	営業収益	42,697,200
	営業外収益	140,507,238
費用		181,170,196
	営業費用	177,497,730
	営業外費用	3,672,466
経常利益		2,034,242
当年度純利益		2,034,242
前年度繰越利益剰余金		44,977,896
当年度未処分利益剰余金		47,012,138

(2)貸借対照表による財政状況

資産の部（円）		負債及び資本の部（円）	
1 固定資産	3,116,422,625	3 固定負債	439,545,827
2 流動資産	210,688,859	4 流動負債	89,804,233
		5 繰延収益	2,442,508,224
		6 資本金	282,998,372
		7 資本剰余金	25,242,690
		8 利益剰余金	47,012,138
資産合計	3,327,111,484	負債資本合計	3,327,111,484

高等学校生徒奨学基金運用状況

新たな貸し出しはない。関係証票と計数を照合した結果、正確であることを認めた。

土地開発基金運用状況

決算年度末現在高

運用の内容			
基金総額	土地等（宅地）		現　金
	面積	基金	
145,859,450円	－㎡	－円	145,859,450円

運用益として200千円の積立をおこなった。

審査のおわりに

麻績村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の歳入歳出決算書及び効果調書並びに財産、備品、基金、契約、財産援助団体の事業報告又全般にわたる管理等に係る関係書類の提出や説明を受け、審査を終了した結果は、前述のとおり計数に誤りがなく帳簿、伝票、証書類も適性に整備されている。

財政については、実質公債費比率、将来負担比率など基準を大きく下回っていることや基金の状況からして健全財政を維持していると判断できる。

村債の借入残高は、大型事業等の影響により増加傾向が続いている。今後も大型の事業等の実施による起債の借入金額は高い水準で推移する傾向が予想されるため、将来を見据え健全な財政が保たれるよう努めていく必要がある。

また、元利償還金額の増加が見込まれるため実質公債費比率は上昇に転ずると予測される。

今後とも健全な財政運営に配慮するとともに財源を有効に活用し、第7次麻績村振興計画の将来像「〝さらなる飛躍を〟心ときめく麻績村へ」の実現に向けた村づくりに一層の努力を願う。

なお、今後の住民の社会生活、経済情勢の変化に迅速・的確に応える事業展開と住民目線の行政運営を期待し意見書とする。

令和7年度麻績村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について令和8年7月21日に関係書類を審査したので、その結果を下記のとおり意見を付して提出します。

1　審査の概要

令和7年度麻績村一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計における資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に従って適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2　審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

3　個別意見

(1)　健全化判断比率

①　実質赤字比率

実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、比率は生じていない。

②　連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、連結対象の各公営企業会計のいずれも資金の不足はないことから、比率は生じていない。

③　実質公債費比率

実質公債費比率は、6・3％となっており、早期健全化基準の25・0％を下回っている。

④　将来負担比率

将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回っているため、比率は生じていない。

(2)　資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率は、資金の不足がないので、いずれの会計も比率は生じていない。

(3)　是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

私たちはこんな活動をしています

8月
- 国道403号道路整備期成同盟会県への要望活動
- 議会運営委員会
- 木曾義仲ゆかりの会麻績村総会
- 松塩筑木曽老人福祉施設組合議会議員全員協議会
- 議会連絡会
- 東筑議会議員大会
- 例月出納検査
- 介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会

9月
- 議会定例会
- 議会全員協議会
- 総務経済委員会
- 社会文教委員会
- 議会連絡会
- 議会村内現地視察
- 筑北中校庭除草作業ボランティア
- 月の里収穫祭実行委員会
- 青木・麻績インター・新町間県道整備促進期成同盟会県への要望活動
- 例月出納検査
- 町村議会議長会政務調査会
- 社協役員会・理事会
- 松本地域振興局との懇談会

10月
- こども計画策定審議会
- 議会だより編集委員会
- 議会連絡会
- 例月出納検査
- 長野県町村議会議長会定期総会
- 東筑議長会県議会陳情
- 東筑議長会県への要望活動
- 町村監査委員全国研修会
- 松本広域連合常任員会視察研修
- 生坂村70周年記念式典

編集委員

髙野秀雄
中村まり子
飯森寛志
宮下朗